

議事日程(第1号)

令和3年9月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第44号 令和2年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第45号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第46号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第47号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第48号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第49号 令和2年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第50号 須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第51号 財産の取得について
- 日程第13 議案第52号 須恵町監査委員の選任について
- 日程第14 議案第53号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第54号 自治功労者の推戴について
- 日程第16 議案第55号 自治功労者の推戴について
- 日程第17 議案第56号 自治功労者の推戴について
- 日程第18 議案第57号 自治功労者の推戴について
- 日程第19 議案第58号 自治功労者の推戴について
- 日程第20 議案第59号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第21 議案第60号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第61号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第62号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第24 報告第 6号 令和2年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第25 報告第 7号 令和2年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について

- 日程第 2 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について
日程第 2 7 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名議員の指名について
日程第 3 町長諸報告
日程第 4 議会報告
日程第 5 議案第 4 4 号 令和 2 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6 議案第 4 5 号 令和 2 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7 議案第 4 6 号 令和 2 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8 議案第 4 7 号 令和 2 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9 議案第 4 8 号 令和 2 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 0 議案第 4 9 号 令和 2 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
日程第 1 1 議案第 5 0 号 須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
日程第 1 2 議案第 5 1 号 財産の取得について
日程第 1 3 議案第 5 2 号 須恵町監査委員の選任について
日程第 1 4 議案第 5 3 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 1 5 議案第 5 4 号 自治功労者の推戴について
日程第 1 6 議案第 5 5 号 自治功労者の推戴について
日程第 1 7 議案第 5 6 号 自治功労者の推戴について
日程第 1 8 議案第 5 7 号 自治功労者の推戴について
日程第 1 9 議案第 5 8 号 自治功労者の推戴について
日程第 2 0 議案第 5 9 号 令和 3 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 1 議案第 6 0 号 令和 3 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 2 議案第 6 1 号 令和 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 3 議案第 6 2 号 令和 3 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 4 報告第 6 号 令和 2 年度須恵町健全化判断比率の報告について
日程第 2 5 報告第 7 号 令和 2 年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について

日程第26 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について

日程第27 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（12名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員（2名）

7番	児玉求	8番	世利孝志
----	-----	----	------

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
福祉課長	今泉英明	上下水道課長	世利昌信
会計管理者	横山剛	住民課長	百田敦
健康増進課長	舩本直明	監査委員	吉松辰美

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

本日から9月の定例会でございますけども、今回も非常事態宣言中でございますので、執行部の方には議案に関係のある課長さんに出席していただきますので、御理解のほうよろしく願いいたします。

開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから令和3年第3回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

ここで、世利孝志君より本日の会議について、児玉求君より本定例会の会期中の会議及び各委員会等について欠席の届けがあっておりますので、御報告いたします。

まず、議会運営委員長に、運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議員（13番 三上 政義） おはようございます。

このたびは私もコロナ禍に巻き込まれまして、皆様方には非常に御迷惑、御心配をおかけいたしました。この場をかりまして頭下げさせていただきます。皆さんもかからないように十分に御注意いただきながら活動してほしいと思います。

それでは、議会運営委員会の御報告をいたします。

令和3年第3回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

8月27日午前10時より議会運営委員会を開催し、第3回定例会の運営について協議いたしました。今回提出された議案は19件、報告2件、諮問2件でございます。ほかに町長諸報告5件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会8件、文教厚生委員会2件、予算審査特別委員会1件、決算審査特別委員会6件で、議案第44号から第49号までの決算認定、議案第54号から第58号までの自治功労者の推戴について、諮問第1号、第2号の人権擁護委員の推薦については、それぞれ関連議案のため一括議題といたします。

なお、議案第52号及び53号、諮問第1号及び第2号の人事案件は、本日提案理由の説明後、採決を行います。

会期は、本日9月3日から15日までの13日間、6日、7日、8日にそれぞれ午前10時から決算審査特別委員会、9日午前9時より一般質問、終了後、全員協議会、10日午前9時から工事施工案件説明、終了後、各常任委員会、13日午前10時から予算審査特別委員会、15日午前10時から最終本会議、終了後、広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を本日から9月15日までの13日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を本日から9月15日までの13日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、2番議員、3番議員を指名示します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。

9月定例会を招集しましたところ、2名の方の欠席がありますけれども、無事に開催できますことを感謝申し上げます。

それでは、町長報告、諸般の報告5件ということでございますけれども、その前に8月の中旬から降りました豪雨災害について若干触れさせていただきますと、私自身も昭和52年に役場に入ってから今までの中で、わずか5日間の間に550ミリを越す雨、初めて経験しました。災害と申しますか、奇跡的に人的被害、大きな部分がなかったんですけども、報告を申し上げるとすると、林道が3か所、農地が1か所、そしてため池のり面崩落5か所が発生しております。この件につきましては、議長とも御相談申し上げて迅速に対応するようにいたしております。

それでは、諸報告に入らせていただきます。

令和2年度一般会計決算について

まず初めに、令和2年度一般会計決算でございます。

令和2年度一般会計決算につきましては、歳入総額138億4,137万1,186円に対し、歳出総額は133億9,766万733円、歳入歳出差引き4億4,371万453円でございます。

前年度決算額に対しまして、歳入は44.4%、歳出は46.2%の増となっております。財政構造の弾力化を示します経常収支比率につきましては92.5%と1.6%増加し、町村の適正水準と言われる数値を超え、財政構造の硬直化が続いております。

では、具体的に歳入から申し上げます。

町の自主財源の63%を占めております町税でございますが、31億6,348万円となっております。主に人口の増加に伴う納税義務者の増加などにより税収が伸びており、町税全体で2.2%の増でございます。

次に、歳出でございます。

まず、人件費ですが、14億6,524万円。2億2,188万円の増でございます。

職員数につきましては、一般事務、保育士等再任用職員を含めまして前年度からの職員数は1名減の154人、保育所や新型コロナウイルス感染症への対応や制度改正により会計年度任用職員の人件費が増加しております。今申し上げましたように、職員につきましては155人から154人、嘱託職員が34人であったのが、制度が変わりまして会計年度任用職員ということで42名の雇用を行っております。

次に、普通建設事業費でございますが、9億9,328万円。対前年度より27.7%の増でございます。

令和2年度の主な事業といたしましては、補助事業では、保育所等整備事業費補助金及び第一、第二小学校、須恵中学校、3校のトイレ洋式化工事、小・中学校情報通信ネットワーク環境整備工事、毎年行っております道路改良事業がございました。単独事業では、文化会館1階ホワイエ横トイレ改修工事を行っております。

次に、繰越金でございます。令和2年度の繰出金は、13億1,403万円で、7,661万円、率にして6.2%の増でございます。

町特別会計の繰出金として、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計へ約6億8,703万円、公共下水道事業特別会計へ約2億9,644万円、農業集落排水事業特別会計へ4,923万円、福岡県介護保険広域連合本部に負担金として2億8,132万円を支出しました。

なお、積立金につきましては、財政調整基金、減債基金につきましては、寄附金、利子及び不動産売払い収入など9,518万円、ふるさと応援基金につきましては3億5,027万円を積立しております。

基金の取崩しにつきましては、当初予算において5億7,000万円を繰入金として予算計上いたしておりましたが、最終的には1億円の取崩しとなりました。

財政調整基金、減債基金を合わせましたところの令和2年度末の基金残高は28億2,392万円、ふるさと応援寄附金は3億7,376万円となりました。

新型コロナウイルス感染症関連につきましては、国の交付金を活用いたしまして、特別定額給付金事業をはじめとする経済対策や支援策、感染防止対策など総額35億4,243万円を投じて積極的に対策を講じてまいりました。しかし、まだ終息には先が見えない状況でございますの

で、必要な対策はスピード感をもって行ってまいりたいと考えております。

また、小・中学校をはじめ多くの公共施設の長寿命化や改修を今後進めてまいり所存でございますので、議員の皆様、町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

最後に、議案の提出に併せまして、財政健全化法に伴います財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足率を、監査委員の意見を付しまして御報告申し上げますが、両比率につきましては、前年度に引き続き正常の範囲内であったことを申し添えておきます。

令和2年度水道事業会計決算について

次に、令和2年度水道事業会計決算についてでございます。

令和2年度は、例年と比較すればやや雨量が多く、水の安定的な供給ができたと思われまます。

令和2年度収支は、消費税抜きで水道事業収益が6億1,030万3,790円に對しまして、同費用は5億4,599万2,791円でした。

収入面では、主な収入であります給水収益が増加しており、これは人口の増加によるものです。また、戸建て住宅やアパート等の集合住宅の新築に伴う給水申込み加入金につきましても宅地開発の増加に伴い増加しております。

費用面では、主に受水費につきまして、令和元年度に行っていた春日那珂川地区水道企業団への水の融通がなくなったことなどにより増加したため、昨年度に比べて約1,240万円の増となっております。

その結果、当年度純利益は6,431万9,990円の黒字決算となりました。今後も、今まで以上に経常経費の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と良質な水を安定的に供給できますよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策について

次に、新型コロナウイルス感染防止対策についてでございます。

いまだ新型コロナウイルスの感染は収まらず、本町が位置する福岡都市圏においても多くの感染者が出ている状況でございます。

須恵町内の感染者数につきましては、7月末現在でございますが、累計で260名程度の感染者を確認しております。現在まで感染者の公表はいたしておりませんでしたが、最近の急激な感染拡大により、感染予防啓発のため、今後、不定期にはなるかと思いますが、公表をしてまいりたいと考えております。

度重なる緊急事態宣言等の規制により、町施設の利用停止等、町民の皆様には御不便をおかけしておりますことを、ここで深くおわび申し上げます。

例年であれば11月に実施しております町制施行駅伝競走大会におきましては、感染予防対策の観点からやむなく今年度も中止の決定をさせていただいております。また、各行政区において

開催していただいております敬老祝賀会につきましても、飲食等の自粛をお願いしているところでございます。

諸外国の状況を見てみますと、ワクチン接種が進んでいる国におきましても再び感染拡大の危機に直面しております。

日本におきましても新規感染者が増え続け、コロナ終息にはまだ先が見えていない状況でございますが、コロナ対策につきましては、国、県等の動向を見ながら、必要な対策はスピード感をもって引き続き行ってまいりますので、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。

須恵町コロナウイルスワクチン接種事業の現状について

次に、須恵町コロナワクチン接種事業の現状についてでございます。

ワクチン接種は、5月に高齢者施設から接種を開始し、国の定めた接種順位に準じて、6月より本格的に接種を進めてまいりました。

65歳以上の高齢者の方においては、約9割の方が2回目の接種を完了しており、希望される方への接種がおおむね完了していると判断しております。

12歳以上の接種対象者の接種率は、1回目の接種率は約55%、2回目の接種を終えられた方は約45%です。

接種券は、16歳以上の方は発送済みで、12歳から15歳の方には9月13日より順次発送し、対象者全ての方への発送は完了いたします。

集団接種は、8月までは週に4回程度、接種を実施してまいりましたが、国から配分されるワクチン供給量が、町が希望する数量どおりに納入されていないため、ワクチン供給量に応じた接種体制に見直し、9月からは基本的に日曜日のみの実施としております。

しかし、12歳以上の方の接種開始に伴い、9月と10月の土曜日には、小・中・高校生を対象とした優先接種日として、また、妊婦の方及びそのパートナーの方においては、日曜日に一般の方とは別に優先接種枠を設け、一定期間、優先接種を実施いたします。

個別接種においては、接種回数の減少はあるものの、引き続き御協力をいただいている状況でございます。

町が運用しているワクチン予約システムで、個別接種も予約ができるように機能の追加を行っております。現在、予約ができるのは水戸病院のみですが、利用を希望される医療機関があれば追加し、利便性を高めてまいりたいと考えております。

接種会場では、対象者の年齢層も幅広くなり、16歳未満のワクチン接種については、原則保護者の同伴が必要など多様な対応が求められています。そのような中で副反応への対応や間違い接種が起こらないように、再度、基本的な接種の流れに沿って必要な確認を十分に行い、徹底した予診後に接種をし、発生防止に努め、安全なワクチン接種を進めてまいります。

また、当日のキャンセルや熱、問診で接種できなかったことによる余剰となったワクチンは、須恵町の公的な職に従事していただいている方や、エッセンシャルワーカー、町の職員等に接種してまいりましたが、今月より、一般の方を対象としたキャンセル待ち希望者の登録受付、運用を開始し、これからも貴重なワクチンを無駄にしないよう努めてまいります。

今後も、国の方針転換や変化に対して柔軟に対応しながら、来年の2月末を待たず少しでも早く、ワクチン接種を希望する12歳以上の方への接種を完了させ、安心して暮らせる日常が迎えられるように、この事業を進めてまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

マイナンバーカードの普及と利活用の促進について

最後に、マイナンバーカードの普及と利活用の促進についてでございます。

本町のマイナンバーカードの普及状況ですが、令和2年度に国がマイナポイント事業や、QRコード付き申請書の送付等を実施したこともあって普及率は急伸し、令和3年8月1日現在、申請率が44.6%、交付率が39.5%となっております。県内市町村の中にあっては交付率で10番目でございますから、須恵町の現状は総体的には普及が進んでいると考えています。

とはいえ4割でございますので、政府が目指している令和4年度末までには全国民に行き渡ることを目指すとしている目標は、全国のほとんどの自治体と同じく、はるか遠くにある状況でございます。

内閣府が実施した世論調査によると、マイナンバーカードを取得されていない方の理由で最も多いのは、「取得する必要が感じられない」となっています。ですから、マイナンバーカードのより一層の普及は、マイナンバーカードを使った様々なサービスを、住民の方に幅広く詳しく知っていただき、大いに活用していただくこと、行政手続においても利活用できる仕組みをさらに構築し、住民の利便性を高めることが一番大切になってまいります。

マイナンバーカードというと、限られた行政手続に使うマイナンバーの証明や、本人確認の手段として使うこと以外の機能を活用されていらっしゃる方は、まだまだ少数だと認識しております。

しかし実は、マイナンバーカードの本当に便利な機能は、マイナンバーカードの裏面に搭載されているICチップ、ここに搭載されています。これを活用し、官公庁だけでなく、国が認めた民間事業者が様々なサービスを行っています。

カードに搭載されている電子証明書を使えば、行政機関などが保有している自分だけの情報を取得することができます。自分の税や年金の情報を取得することができたり、税の申告においては医療費情報や保険料控除等の一括取得ができるので、証明書の自動入力や控除額の自動計算等により、申告手続が非常に楽になっているようでございます。

住民票や印鑑証明等も、役場に来て申請書を書いて待つこともなく、日曜日にカードを使って

コンビニエンスストアでの買い物のついでに取得していただくことができます。

また、「申請手続きが面倒だから」ということもあります。これも、職員が申請専用の機器を使って写真の撮影から申請までサポートしますので、5分程度で簡単に済むようになっております。ぜひ、無料のコミュニティバスを利用して来庁いただきたいと思いますと考えております。

平日の日中に窓口に来られない方などに申請機会を増やすため、夜間役場に加えて第1水曜日にマイナンバーカード申請交付の夜間窓口を設置しており、10月27日からは毎週水曜日の夜に夜間窓口を開設いたします。

また、より便利に申請していただけるよう、各行政区の公民館を回っての出張受付申請サービスを行う計画をしております。緊急事態宣言の発令に伴う利用制限が解除されましたら、各行政区長さんと協議して実施していきたいと考えております。

マイナンバーカードを普及促進するための施策として、さきの8月臨時議会に二つの提案をさせていただきます。

一つは、須恵町応援商品券事業です。

さきに述べましたように、マイナンバーカードには、短い時間では伝えられない本当に多くの便利な機能があります。これらを活用して町民の皆さんにもっと多くの便利を実感していただきたい。そのためには、まずマイナンバーカードを取得していただかなければ始まらないということで、この事業実施させていただきます。まずは取得していただく、そして機能を知っていただき、次に活用していただくことが目的です。

そして、広く住民の皆様のカードの取得が増えれば増えるほど商品券の利用が増え、それによって新型コロナウイルスの感染拡大による影響を大きく受けいらっしゃる町民の方の生活の一助となり、疲弊している町内消費の活性化を図ることも大きな目的でございます。

二つ目の提案は、マイナンバーカードを利用した住民票等のコンビニ交付手数料の値下げでございます。

コンビニ交付は、住民票の写しや印鑑登録証明書などが、全国のコンビニエンスストア等の多機能端末機でマイナンバーカードを読み取って簡単な操作で取得できます。平日、休日を問わず、早朝から深夜まで利用できる大変便利なサービスでございます。本町においては、平成28年度に導入して、年間243件からスタートして、令和2年度は1,616件と約7倍に伸びています。窓口で住民の方に申請書を記載していただくこともなく、お待たせすることもなく行政サービスを提供できる。住民の皆さんにとっても、マイナンバーカードの便利さを実感していただけるサービスの一つではないかと思っております。やはり住民・官公庁・企業がそれぞれメリットを感じるものが、目指すべきサービスの形ではないかと考えております。

最後に、マイナンバーカードの普及促進の目的は、マイナンバーカードを活用して須恵町民の

皆さんが今よりもっと暮らしの便利を得られることです。我が国におけるマイナンバーカードが今後、住民の皆さんの暮らしの便利を実現するために活用される社会のインフラとなっていくということを確認し、普及と利活用を促進してまいりますので、議員各位の御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に係りのある事項につきましては、提案の時に併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） おはようございます。

北筑昇華苑組合議会報告をいたします。

令和3年8月2日、古賀市役所会議室において、第2回定例会が開催されました。

日程第4、諸報告では、議会報告第1号の地方自治法の規定による出納検査及び定期監査の結果報告がありました。

日程第5、議案第3号専決処分については、福岡県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてで、新規設置された田川地区広域環境衛生施設組合の加入に伴うもので、全員賛成で承認しました。

日程第6、第4号議案令和2年度北筑昇華苑組合会計決算の認定については、歳入総額4億5,353万3,115円、歳出総額3億7,526万5,489円、歳入歳出差引額7,826万7,626円で、基金の取扱い等について質問があり、全員賛成で認定しました。

詳細は、議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） おはようございます。

令和3年8月10日火曜日に行われました令和3年第3回粕屋南部消防組合議会定例会について御報告いたします。

消防組合同例会の議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第11号財産の取得（災害対応特殊救急自動車）については、財産を取得するため議会の

議決を求めるもので、契約の目的、災害対応特殊救急自動車購入、契約の方法、指名入札、契約金額3,292万3,000円、契約の相手方、福岡トヨタ自動車株式会社となっており、全員賛成で可決しました。

議案第12号令和元年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ673万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,510万1,000円とするもので、県道35号線拡張工事に伴う移転補償費及び工事請負費で、全員賛成で可決しました。

議案第13号令和2年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額22億2,660万6,830円、歳出総額21億9,383万4,222円、歳入歳出差引額3,277万2,608円、実質収支額3,277万2,608円となっており、全員賛成で認定しました。

議案第14号令和2年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額4,785万1,527円、歳出総額3,541万5,052円、歳入歳出差引額1,243万6,475円、実質収支額1,243万6,475円となっており、全員賛成で認定しました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） おはようございます。

去る8月20日、令和3年第2回須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会が開催されましたので御報告いたします。

議事日程につきましては、お手元の資料のとおりです。

日程第3、組合長諸報告では、し尿処理施設「酒水園」の令和2年度の処理料は、1万832キロリットルで、ごみ処理施設「クリーンパークわかすぎ」につきましては、RDF施設において、4万3,229トンの可燃ごみを処理し、2万6,332トンのRDFを大牟田リサイクル発電所に搬出。また、リサイクルプラザにおいては、3,453トンの不燃・粗大ごみ等を処理し、そのうち有価物1,000トンの排出により、3,217万円の売却益が出ているとの報告がっております。

次に、大牟田リサイクル発電事業について、去る6月29日の株主総会におきまして、第23期の事業報告がなされ、当期純利益は、前年比6,328万4,000円の減で1億

5,180万9,000円で、繰越利益剰余金は14億6,822万7,000円で、全員賛成で承認されたとの報告がっております。

最後に、次期ごみ処理施設整備事業の進捗状況につきまして、去る2月25日に地元住民説明会を開催し、特段の異論も出ることなく終了しており、今後は地元代表者と条件面などの協議を進めていくとのことでした。

また、次期ごみ処理施設整備に向け、一般廃棄物処理施設整備に係る基本計画・基本設計等各種支援業務を株式会社エイト日本技術開発九州支社と3年契約を結んでおり、今後は新施設建設に向けて各種調査等を行うとの報告がっております。

続いて、議案ですが、議案第8号令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について、決算総額につきまして、収入済額16億8,900万3,200円、支出済額15億1,365万4,518円で、歳入歳出差引残額1億7,534万8,682円となっております。

須恵町の分担金は、3億997万5,000円で、3町分担金総額の31.2%となっております。

全員賛成で認定しております。

議案第9号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてで、現条例において新たな委員会等を設ける時に対応する項目がないため、須恵町の条例の規定を準用する条項を付け加えるもので、全員賛成で可決しております。

議案第10号は、令和3年度一般会計補正予算（第1号）についてで、歳入歳出それぞれ4,421万9,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ20億2,243万5,000円とするものです。

減額の主な要因としましては、大牟田リサイクル発電所の解体費用の積立金の必要がなくなったための減額と、前年度繰越金の増額によるものです。須恵町分担金につきましては、5,171万4,000円の減額となっており、全員賛成で可決しております。

詳細は、議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上、報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を行います。

令和3年8月26日、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、第2回定例会が開催されました。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第3号令和3年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額を8,573万2,000円に、歳入歳出それぞれ1,241万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,815万1,000円とするものです。

歳入については、令和2年度に確定いたしました繰越金の追加、歳出については、予見し難い将来の状況変化から生ずる財政需要に備える予備費を追加するもので、全員賛成で可決しました。

議案第4号令和2年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額1億1,705万9,564円、歳出総額8,463万9,610円、歳入歳出差引額3,241万9,954円、実質収支額3,241万9,954円となっており、歳入の主なものは、県補助金3,641万8,280円、財産売払収入2,164万5,674円、繰越金2,455万2,229円、歳出の主なものは、総務管理費1,374万2,189円、林業費5,379万9,746円、道路橋梁費1,631万3,645円となっており、全員賛成で認定しました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので御参照ください。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第44号から議案第49号、議案第54号から議案第58号、諮問第1号及び諮問第2号は、それぞれ関連議案でありますので一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

次に、議案第52号及び議案第53号並びに諮問第1号及び諮問第2号は、議会運営委員長報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

日程第5. 議案第44号

日程第6. 議案第45号

日程第7. 議案第46号

日程第8. 議案第47号

日程第9. 議案第48号

日程第10. 議案第49号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第44号令和2年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第45号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第46号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第47号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第48号令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第49号令和2年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。横山会計管理者。

○会計管理者（出納課理事）（横山 剛） おはようございます。

それでは、議案第44号から議案第48号までの令和2年度須恵町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について一括して御説明申し上げます。

なお、先ほどの町長の諸報告と一部重複する部分があるかと思いますが、御了承をお願いいたします。

また、監査委員による決算審査につきまして、去る7月15日から7月30日まで実施されました意見書を提出していただいておりますので、決算の内容、主な財政指標等を後ほど御参照いただきたいと思います。

それでは、別冊の令和2年度須恵町歳入歳出決算書により説明いたします。

最初に、議案第44号令和2年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

決算書の4ページ、5ページをお開きください。

歳入の収入済額の主な構成比を申し上げますと、1款町税は歳入全体の22.9%、7款地方消費税交付金4.1%、10款地方交付税14.1%、次の6ページ、7ページに移りまして、14款国庫支出金33.7%、15款県支出金6.6%、17款寄附金6.7%、21款町債4.0%で、歳入合計の行の歳入済額合計の予算現額に対する収入率は97.7%、調定額に対する収入率は99.0%となっております。

次に、8ページ、9ページの歳出の支出済額の主な構成比を申し上げます。

2款総務費は、歳出全体の16.0%、3款民生費28.9%、4款衛生費6.5%、8款土木費4.9%、次の10ページ、11ページに移りまして、9款消防費24.7%、10款教育費10.3%、12款公債費4.5%となっております。歳出合計の行の支出済額合計の予算現額に対する執行率は94.6%ですが、予算現額から翌年度繰越額2億4,669万6,620円を除

いた執行率は96.3%となっております。

翌年度へ繰越す額の内容は、新型コロナウイルスワクチン接種事業、農業施設維持管理事業でございます。

次の12ページ、実質収支に関する調書ですが、歳入総額138億4,137万1,186円に対して歳出総額133億9,766万733円で、歳入歳出差引額4億4,371万453円、この形式収支から翌年度へ繰越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額2,740万2,620円を引いた実質収支額は4億1,630万7,833円、この実収支額から前年度の実収支額を引いた単年度収支は728万8,417円の黒字ですが、これに黒字要素であります財政調整基金への積立額9,494万9,000円を加え、赤字要素であります財政調整基金からの取崩額1億円を差し引いた実質単年度収支も223万7,417円の黒字となっております。

次に、議案第45号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。254ページ、255ページをお開きください。

一番下の行の歳入合計欄の収入済合計の予算に対する収入率は100.2%、調定額に対する収入率は91.9%、次の256ページ、257ページの一番下の行の歳出合計欄の支出済額合計の予算に対する執行率は、ほぼ100%となっております。

次の258ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額29億5,990万3,113円に対して、歳出総額29億5,302万5,866円で、歳入歳出差引額は687万7,247円となり、実質収支額も高額です。これを単年度収支で見ますと5,915万5,546円の赤字です。これに黒字要素であります前年度の交付金返還金等6,811万701円を加え、法定繰入金以外の一般会計からの赤字補てん繰入金3,200万円を差し引いた実質単年度収支は2,304万4,845円の赤字となっております。

次に、議案第46号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

288ページ、289ページをお開きください。

歳入済額合計の予算に対する収入率は99.7%、調定に対する収入率は98.5%、次の290ページ、291ページの支出済額合計の予算に対する執行率は95%となっております。

次の292ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3億8,102万4,555円に対して、歳出総額3億6,304万188円で、歳入歳出差引額は1,798万4,367円、実質収支額も同額です。

次に、議案第47号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

306ページ、307ページをお開きください。

収入済額合計の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は99.2%、次の308ページ、309ページの支出済額合計の予算現額に対する執行率は99.5%となっています。

次の310ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額10億7,472万2,274円に対して、歳出総額10億6,798万7,167円で、歳入歳出差引額は673万5,107円、実質収支額も同額になります。

最後に、議案第48号平成2年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

330ページ、331ページをお開きください。

収入済額合計の予算に対する収入率は、ほぼ100%で、調定に対する収入率は99.9%です。

次の332ページ、333ページの支出済額合計の予算に対する執行率は96.6%となっております。

次の334ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額9,034万6,396円に対して、歳出総額8,729万5,387円で、歳入歳出差引額は305万1,009円で、実質収支額も同額になります。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） おはようございます。

それでは、議案第49号令和2年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度須恵町水道事業会計決算書を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて認定に付するもので、本議会の決議を求めるものです。

別冊の令和2年度水道事業会計決算書で説明いたします。

4ページ、5ページをお願いします。

令和2年度須恵町水道事業決算報告書です。

なお、以下消費税込みの決算額を報告いたします。

(1) 収益的収入及び支出のうち収入は第1款水道事業収益、5ページの2列目で決算額6億6,820万9,501円、前年度比3.9%の増です。主なものは給水収益及び手数料の増です。次に、支出は、第1款水道事業費用、6ページの3列目で決算額5億7,278万4,984円、

前年度比3%増です。主なものは給水費の増です。

次に6ページ、7ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出のうち収入は第1款資本的収入、7ページの3列目で決算額2,184万1,265円、前年度比37.7%の減です。これは下水道管敷設に伴う公共下水道事業から水道管移設補償費の減によるものです。

次に支出は、第1款資本的支出、7ページの2列目で、決算額1億2,570万8,123円、前年度比23.8%の減です。これは主に下水道工事に伴う工事請負費の減によるものです。

6ページの下段です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億386万6,858円は、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的支出調整額で補てんいたしました。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第44号から議案第49号については、議長、監査委員を除く12人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号から議案第49号は、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、正・副委員長については、調整ができておりますので報告します。

委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩に入ります。

午前10時59分休憩

午前11時09分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11. 議案第50号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第50号須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部

を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。舛本健康増進課長。

○健康増進課長（舛本 直明） おはようございます。

議案書の1ページをお願いします。

議案第50号須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてです。この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。

須恵町予防接種健康被害調査委員会を組織する委員の団体名称を現状に合わせるため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

新旧対照表で説明いたします。3ページをお願いします。

今回の改正は、第3条第2項中の「粕屋郡医師会」を「粕屋医師会」に、第7条中の「保健環境課」を「健康増進課」に改めます。

2ページをお開きください。附則です。この条例は公布の日から施行するとしています。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第50号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号を文教厚生委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第51号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第51号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第51号財産の取得についてでございます。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産、小型動力ポンプ4台。取得の方法、指名競争入札。取得価格、862万4,000円。契約の相手方、福岡市中央区平尾3丁目17番6号、株式会社福岡トーハツ代表取締役澤田守雄。

提案理由といたしまして、須恵町消防団の須恵分団、乙植木分団、新生分団及び新原分団の小

型動力ポンプが耐用年数の10年を超えており、更新するため提案するものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第51号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第52号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第52号須恵町監査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第52号須恵町監査委員の選任についてでございます。

須恵町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条の規定により、本議会の同意を求めらるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字須恵669番地、氏名、吉松辰美、生年月日、昭和27年6月24日69歳、任期、令和3年12月22日より令和7年12月21日まででございます。

提案理由の説明といたしましては、現在の監査委員吉松辰美氏が、令和3年12月21日をもって任期満了が来ますので、再任をお願いするものでございます。よろしく審査をお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、議案第52号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第52号須恵町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第14. 議案第53号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第53号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第53号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

須恵町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第423条第3項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字佐谷1655番地、氏名、貝原雅俊、生年月日、昭和26年1月4日70歳、任期、令和3年10月1日より令和6年9月30日でございます。

提案理由の説明としまして、現在、審査委員をお願いしております貝原雅俊氏が、令和3年9月30日をもって任期満了となるため、再任をお願いするものでございます。よろしく審査をお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、議案第53号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第53号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案どおり同意することに決定しました。

日程第15. 議案第54号

日程第16. 議案第55号

日程第17. 議案第56号

日程第18. 議案第57号

日程第19. 議案第58号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第54号から日程第19、議案第58号までの自治功労者の推戴について、以上5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第54号自治功労者の推戴についてでございます。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字植木403番地、氏名、今泉靖親、生年月日、昭和21年8月21日75歳。

提案理由といたしましては、自治功労者の推戴について提案するものでございまして、表彰条例に該当する経歴については、次ページに添付しておりますので御参照ください。

続きまして、議案第55号自治功労者の推戴についてでございます。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字旅石72番地、氏名、丸山信幸、生年月日、昭和24年7月4日72歳。

提案理由は先ほどと同じで、自治功労者に推戴を提案するものでございます。表彰規定に該当する経歴については、次ページに添付しておりますので御参照ください。

議案第56号自治功労者の推戴について。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字須恵664番地1、氏名、藤石豊、生年月日、昭和25年10月8日70歳。

提案理由は先ほどと一緒に、自治功労者の推戴について提案するものでございまして、表彰条例に該当する経歴については、次ページに添付しておりますので御参照ください。

議案第57号自治功労者の推戴についてでございます。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字佐谷387番地2、氏名、百田清二、生年月日、昭和26年1月9日70歳。

提案理由は先ほどと一緒に、自治功労者の推戴を提案するものでございまして、表彰条例に該当する経歴については、次ページに添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第58号自治功労者の推戴についてでございます。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字植木714番地の1、氏名、柴田真人、生年月日、昭和26年5月16日70歳。

提案理由は先ほどと一緒に、自治功労者の推戴について提案するものでございまして、表彰条例に該当する経歴は、次ページに添付いたしておりますので御参照ください。よろしく御審査お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第54号から議案第58号までの5議案を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号から議案第58号までの5議案を総務建設産業委員会に付託します。

日程第20. 議案第59号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第59号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第59号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和3年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,706万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を107億7,884万6,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条で、地方債の追加、変更は、第2表地方債補正による。第3条で、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いします。

まず、歳入からです。主なものを申し上げます。

14款2項国庫補助金3,811万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,420万2,000円、マイナポイント事業費国庫補助金196万円、新型コロナウイルス感染症対策支援事業費国庫補助金95万円、保育所等におけるICT化推進等事業費国庫補助金100万円の増額補正。

15款2項県補助金1,038万4,000円の増額は、主に畜産振興総合対策事業費県補助金245万5,000円、農業農村整備事業費県補助金720万円の増額補正。

16款2項の財産売払収入は、不動産売払収入3,224万7,000円の増額補正。

19款1項繰越金は、収支調整のため、前年度繰越金3,627万6,000円を増額補正。

20款3項雑入1,768万6,000円の増額は、社会福祉協議会交付金の前年度交付金返納金を増額補正。

21款1項町債は、臨時財政対策債105万7,000円、緊急自然災害防止対策事業債1,080万円を増額補正しております。

続いて3ページ、歳出です。主なものを申し上げます。

2款1項総務管理費3,874万2,000円の増額補正は、基金管理事務で財政調整基金積立金2,098万3,000円、庁舎内自動水栓化事業1,430万円の増額。

2款3項戸籍住民基本台帳費2,002万2,000円の増額補正は、職員人件費の増額。

3款2項児童福祉費742万7,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金、保育所等におけるICT化推進等事業補助金、園外保育活動コロナ対策補助金等の増額です。

4款1項保健衛生費1,525万円の増額補正は、空家等対策事業1,025万円、町有地管理事務500万円の増額。

6款1項農業費2,045万5,000円の増額補正は、酪農生産機械設備整備補助金245万5,000円、新屋敷堰シーブ取替工事請負費1,800万円の増額補正。

8款2項道路橋梁費1,250万円の増額補正は、道路新設改良費の増額補正。

8款5項下水道費1,175万3,000円の減額補正は、公共下水道事業特別会計繰出金の減額。

10款1項教育総務費2,188万円の増額補正は、主に新型コロナウイルス対応教育環境支援事業2,113万4,000円の増額。

4項幼稚園費835万5,000円の増額補正は、主に幼稚園施設整備維持管理事業800万6,000円の増額。

5項社会教育費120万4,000円の増額補正は、類似公民館等施設整備費補助金の増額です。

4ページをお願いします。第2表地方債補正です。

1、追加。起債の目的、緊急自然災害防止対策事業債、限度額1,080万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

2、変更。起債の目的、臨時財政対策債、変更前4億3,000万円を、変更後4億

3,105万7,000円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

5ページをお願いします。第3表債務負担行為補正の追加です。

議会広報印刷製本費、限度額484万8,000円、地方公務員定年延長関連例規整備支援業務委託、限度額132万円、須恵町包括業務委託、限度額6億5,580万円、広報すえ印刷製本費、限度額4,056万円、自治体クラウドサービス更新業務委託、限度額2,108万7,000円、須恵町統合型校務支援システム導入運用保守業務委託、限度額2,200万円、期間はそれぞれ記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第59号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号を予算審査特別委員会に付託します。なお、正副委員長については、決算審査特別委員会同様、委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

日程第21、議案第60号

○議長（松山 力弥） 日程第21、議案第60号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いします。

議案第60号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和3年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億2,370万8,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。まず、歳入からです。

5款1項他会計繰入金150万円の増額補正は、その他一般会計繰入金の増額によるものです。続いて3ページ、歳出です。

8款1項償還金及び還付加算金150万円の増額補正は、保険税過誤納還付金不足による増額補正です。

以上です。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第60号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号を文教厚生委員会に付託します。

日程第22. 議案第61号

○議長（松山 力弥） 日程第22、議案第61号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いします。

議案第61号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,001万1,000円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてあります。地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしてあります。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

5款1項他会計繰入金、補正額1,175万3,000円の減額補正は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。7款4項雑入、補正額1,315万3,000円の増額補正は、前年度に支出した多々良川流域下水道維持管理負担金の余剰分の返還金です。8款1項町債、補正額2,660万円の増額補正は、工事量の増加に伴う下水道事業債の増額です。

3ページをお願いします。歳出です。

2款1項下水道事業費、補正額2,800万円の増額補正は、主に管渠築造工事の追加によるものです。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正。1、変更。起債の目的、下水道事業債多々良川流域関連公共下水道分、限度額1億6,490万円を1億9,150万円に変更いたします。これは、工事量の増加に伴うものです。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第61号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第23. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第23、議案第62号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いします。

議案第62号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、令和3年度須恵町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項営業費用、補正額2,495万円の増額補正です。これは、緩速濾過池更生修理及び原水浄水施設修理の増額です。

第3条、予算、第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項改良費、補正額2,527万2,000円の減額補正です。これは、緩速濾過池更生工事の予算科目の組替えによる減額です。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第24. 報告第6号

○議長（松山 力弥） 日程第24、報告第6号令和2年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第6号令和2年度須恵町健全化判断比率の報告についてでございます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告いたします。

この法律は、各自治体が財政の健全性に関する比率を公表し、財政の早期健全化及び財政の再生を図ることを目的にしております。

2ページをお願いいたします。

実質赤字比率は、一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計を含めた町全体の会計を対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。どちらも赤字がありませんので、ハイフン記号で表示をしております。

実質公債費率とは、一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で3年間の平均です。今年は7.2%、前年度は7.3%でしたので、0.1ポイント下がっております。これは須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金が、施設整備の償還終了により減となったためでございます。この比率の早期健全化基準は25%ですので、須恵町は健全な団体と言えます。

次に、将来負担比率は、公営企業出資法人等含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。50.5%、前年度が61%でしたので10.5ポイント下がりました。これは運動公園整備事業の償還終了、公営企業債等繰入見込額の減、ふるさと応援基金積立金の増による充当可能基金の増加によるものでございます。この比率の早期健全

化基準は350%ですので、これも須恵町は健全な団体と言えます。

なお、別冊の決算審査意見書では、監査委員に書類審査をしていただきましたところ、以上の比率について適正である旨、御意見を頂いております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第25. 報告第7号

○議長（松山 力弥） 日程第25、報告第7号令和2年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 1ページをお願いいたします。

報告第7号令和2年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

令和2年度須恵町公営企業の資金不足について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告するものです。

次のページをお願いいたします。

1、令和2年度公営企業資金不足比率、特別会計の名称、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の3会計とも、資金不足比率には該当しないことを報告いたします。

以上です。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第26. 諮問第1号

日程第27. 諮問第2号

○議長（松山 力弥） 日程第26、諮問第1号及び日程第27、諮問第2号人権擁護委員の推薦について、以上諮問2件を一括議題とします。

提案理由の説明の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 諮問1号人権擁護委員の推薦についてでございます。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条3項の規定により、本議会の意見を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字旅石164番地8、氏名、大塚信夫、生年月日、昭和29年7月6日67歳、任期、令和4年1月1日より令和6年12月31日まで。

提案理由として、本件に上げております大塚信夫氏が、令和3年12月31日をもって任期満了となるため、その後任として再任をお願いするものでございます。本人の経歴については、次ページに付けておりますので御参照ください。

諮問第2号人権擁護委員の推薦についてでございます。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、本議会の意見を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字植木1714番地1、氏名、田中真由美、生年月日、昭和31年10月9日64歳、任期、令和4年1月1日より令和6年12月31日まで。

提案理由といたしましては、人権擁護委員東郷行美氏が、令和3年12月31日をもって任期満了のため、その後任として田中真由美氏を提案するものでございます。本人の経歴については、次ページに添付しておりますので御参照ください。よろしく審査お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、諮問第1号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり賛成することに決定しました。

諮問第2号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり賛成することに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。次の本会議は9月9日午前9時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時48分散会
